

鳥取県看護職員修学資金制度のご案内

1 貸付対象者

看護職（保健師、助産師、看護師、准看護師）を養成する養成所、学校、大学等に進学（在学）する学生で、卒業後、鳥取県内において看護職員又は看護教員として従事する意思のある方

2 貸付月額等

	国立・公立	私立
看護系大学	48,000 円/月	61,000 円/月
看護系短期大学	32,000 円/月	36,000 円/月
保健師・助産師・看護師等養成所（通信制を含む）	32,000 円/月	36,000 円/月
看護系5年一貫校	32,000 円/月	36,000 円/月
准看護師養成所	15,000 円/月	21,000 円/月
大学院修士課程	国内83,000 円/月 国外200,000 円/月	

※「国立」には、国立大学法人の他に独立行政法人国立病院機構が運営する養成所等を含む。

貸付期間	養成施設を卒業するまで（修業年限を限度とする）
貸付方法	4月、7月、10月、1月に3か月分まとめて本人口座に振込み
貸付利率	無利子
連帯保証人	1人（修学生が未成年の場合は親権者又は後見人）

3 貸付申請の手続き

(1) 申請時期 4月17日（月）

(2) 申請書提出先 各養成施設

詳細は、3月上旬に、県ホームページに公開する「貸付制度のしおり」をご覧ください。

県外養成所に進学される場合は、申請書類一式を送付しますので、7の問い合わせ先に御連絡ください。

（県内養成所の場合は、養成所内に申請書一式を配布しています。）

4 返還の猶予

(1) 引き続き看護職員養成施設、大学、大学院に在学又は進学しているとき

(2) 卒業後、県内において看護職員又は看護教員として業務に従事しているとき など

5 返還の免除

上記4の(2)に該当し、引き続き5年間業務に従事した場合は、返還を免除。

半額免除	病床が200床以上の病院 （精神病床が80%以上の病院、医療型障害児入所施設を除く。） 鳥取県立中央病院 鳥取市立病院 鳥取赤十字病院 鳥取生協病院 ウエルフェア北園渡辺病院 鳥取県立厚生病院 鳥取大学医学部附属病院 米子医療センター 山陰労災病院 養和病院 （令和4年12月現在）
全額免除	上記以外の施設

※5年間の従事期間に全額免除と半額免除の施設を異動した場合は、従事期間により一部免除となる。

6 貸付金の返還

(1) 退学したとき。

(2) 卒業した日から2年以内に看護職の免許を取得しなかったとき。

(3) 卒業後、県内において看護職員等として就業しなかったとき。

(4) 県内で看護職員又は看護教員として5年間の従事し、貸付金返還額の一部が返還免除されたとき。

（いずれの場合も、借りた月数と同じ月数で返還（一括返還も可能））

7 問い合わせ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220番地

鳥取県 福祉保健部 健康医療局 医療政策課 医療人材確保室（看護職員修学資金担当）

電話0857-26-7190 電子メール：kangoshikakuho@pref.tottori.lg.jp

ホームページ：<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=63573>